

会 長 声 明

報道によれば、政府は教育基本法の全面改正案を今国会に上程しようとしている。当弁護士会としては、教育基本法改正の議論状況からすれば、後に挙げる「改正点とされる重要な問題」についての国民的レベルでの討議が不十分であることを、指摘せざるを得ない。

したがって、当弁護士会は、国会において、教育基本法改正について、国民的議論を踏まえた徹底した討論を行うことを求めるものである。

その理由は次のとおりである。

1. 教育基本法の改正については、2003年3月20日、中央教育審議会（「以下「中教審」という。）が「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」と題する答申を提出した。その後、与党は「教育基本法に関する協議会」を設置し、2004年6月に中間報告を公表した。また、民主党も、中教審の審議中に「教育基本問題調査会」を設置し、2005年4月に中間報告を出した。しかし、この間、中教審の答申までの過程で一部公聴会などが開かれたほかは非公開ですすめられ、どのような議論がなされているのか国民にはほとんど知らされないまま今日をむかえ、本年4月14日になって与党教育基本法改正に関する協議会の最終報告が公表されたというのが現状である。
2. いうまでもなく国会は、「公開討論の場」でなければならず、この「公開討論の場」が確保されることにより、国民は論点・問題点を明確に把握し、賛成・反対の意見を表明することが可能となる。
3. 教育基本法は、その前文に明記するとおり、「日本国憲法の理念を実現するためには教育の力をまつべきである」との認識に立ち、「日本国憲法の精神に則り」、1947年（昭和22年）に現憲法と一体のものとして制定されたものであり、形式こそ法律であるが、憲法とともにわが国のあり方を定める根本法の性質を有しているのである。したがって、その改正には、憲法改正に匹敵する徹底した議論が必要である。
4. 当弁護士会では、教育基本法改正の動きに応じ、協議会を設け、検討を行ない、改正に賛成の委員の意見と現行法の完全実施を求め改正には反対の委員の意見を会報で紹介し、会内学習会でも双方の主張を提示して議論を深めてきた。

本年4月14日、与党は最終報告として改正案を公表したが、当弁護士会での議論を踏まえれば、以下の論点の議論が不十分であると指摘せざるを得ない。即ち、現在の子どもをめぐる様々な問題点を解決するためには、教育基本法の改正が必要とされるのか、教育基本法の前文を変更すべきか、愛国心

教育の必要性を法文に規定すべきか、義務教育の9年という期間を弾力化すべきか、男女共学規定を削除すべきかなどである。

また、与党の改正案では、10条の「教育」に対する不当な支配の禁止条項を、「教育行政」に対する不当な支配の禁止に改めることと、教育機会の保障条項から「ひとしく」を削除することとの2点は見送られたが、これまでの与党の議論状況を見ると、今後改正案がどのようなものとして上程されるのか、予断を許さないところである。これらの問題点は、いずれも教育基本法誕生によって定められた法の基本をなす条項の改正問題であり、極めて重要な問題である。

教育基本法改正の問題を国民の総意のもとで決するには国家観、歴史観、民主主義・自由・人権への基本的理解、教育観、現実の教育への評価を徹底的な対話と議論で昇華していくことが必至であり、「公開討論の場」で支えられた民主的な手続を経ることなくこれを成し遂げることは不可能である。

教育基本法は、わが国の将来の運命を定める法律といっても過言ではなく、国会において、将来の国民に責任を果せる十分な審議を尽くされるよう要請する。

2006年(平成18年)4月18日

大阪弁護士会

会長 小寺 一 矢